

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

専門委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本(以下、当法人という。)の理事会規則第8条第1項に基づき、当法人に設置する専門委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(専門委員会の設置)

第2条 当法人は、理事長の下に次の専門委員会(以下、個別に「各専門委員会」という。)を設置する。

- ・ スポーツウェルネス委員会
- ・ スポーツプログラム委員会
- ・ 調査研究委員会
- ・ アスリート・ユースリーダー委員会

(専門委員会の構成等)

第3条 各専門委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 各専門委員会の委員長及び委員は、当法人の事業に関し、知識、経験を有する者のうちから、理事会の議決を得て理事長が選任する。
- 3 各専門委員会は、委員の中から副委員長を選任することができる。
- 4 委員長及び委員は無報酬とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、理事会の決議に基づき、委員長、副委員長及び委員の全部又は一部に対し、報酬を支払うことができる。
- 6 委員長又は委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他委員長又は委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された委員の任期は、前任の委員の任期の満了する時までとする。
- 3 委員が連続して再任される場合は8年を限度とする。
- 4 委員長及び副委員長が同一の職に連続して再任される場合は6年を限度とする。

(所管事項)

第5条 各専門委員会の所管事項は、以下のとおりとする。

①スポーツプログラム委員会

- ・競技に関すること
- ・指導者育成に関すること
- ・地区組織のスポーツプログラムに関すること

②調査研究委員会

- ・スペシャルオリンピックスに関すること
- ・知的障害者及び知的障害者スポーツ等に関すること

③スポーツウェルネス委員会

- ・アスリート等の健康増進に関すること(ヘルシー・アスリートを含む)
- ・医療安全に関すること

④アスリート・ユースリーダー委員会

- ・アスリート、ユニファイパートナーが関わる事業に関すること
- ・アスリートを中心とした人々の権利擁護に関すること
- ・国際的なアスリート・ユースリーダーの活動に関わること

- 2 各専門委員会は、その所管事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。
- 3 前項に定めるもののほか、各専門委員会は、理事会の決定にしたがい、その所管事項について業務を行うことができる。
- 4 各専門委員会は、前項の規定により業務を行う場合は、当法人の事務局と連携して行うものとし、当法人の全体的な業務の円滑な遂行に協力するものとする

(委員長の権限)

第6条 各専門委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。

- ① 委員会の会務を掌握すること
- ② 委員を理事会に推薦すること
- ③ 必要に応じて理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
- ④ 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること

- 2 各専門委員会の委員長は、前項第4号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。

(運 営)

第7条 各専門委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 各専門委員会は、委員の3分の1以上が出席することにより成立し、その過半数によって決議する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
- 4 前項の方法による決議は、委員長が議案の要旨及び審議期間を明示して行い、過半数の賛成によって決するものとする。審議期間内に過半数の賛成を得られない議案は否決されたものとする。委員長は、審議期間経過後、遅滞なく、委員に対し、決議の結果を書面又は電磁的方法により報告する。
- 5 委員長は、必要あると認めるときは、委員以外の者に対して、専門委員会において意見を述べさせることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、その他必要な協力を求めることができる。
- 7 委員長は、各専門委員会の議事について、開催日時、場所、議事の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

(報 告)

第8条 委員長は、理事会に対し、年1回以上、各専門委員会の活動状況を報告するものとする。

- 2 理事会は、委員長に対し、必要に応じて各専門委員会の活動状況の報告を求めることができる。

(部 会)

第9条 各専門委員会は、その所管事項に関する業務遂行のため、理事会の承認を得て、

その専門委員会の委員及び学識経験者をもって構成する部会を設置することができる。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成27年(2015年)6月18日から施行する。(平成27年(2015年)6月18日理事会議決)

附則(令和5年(2023年)3月16日理事会議決)

- 1 この改正は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の日の前日の時点で現に委員であった者の第4条第3項に規定する在任年数は、この改正の施行日から通算して計算するものとする。
- 3 この改正の施行の日の前日の時点で現に委員長及び副委員長であった者の第4条第4項に規

定する在任年数は、この改正の施行日から通算して計算するものとする。

改正 平成28年(2016年)6月24日

改正 平成30年(2018年)3月2日

改正 令和5年(2023年)3月16日

改正 令和7年(2025年)2月20日